統一地方選挙　県議会議員、村長、村議会議員

4年間の県政・村政審判くだる

村長神田正平氏三選

四月にはいって統一地方選挙の先陣をきって、十三日に県議会議員選挙を、二十七日には村長及び村議会議員の選挙が行われ、四年間の県政並びに村政の審判が下された。

統一地方選を締くくる村長並びに村議選は、四月二十日告示された。

村長選は、過去三期連続無競争当選であったが、今回、佐藤勝男氏（現議長）と神田正平氏（現村長）が立候補し十二年ぶりの村長選となった。

一方村議選は、議員定数二十二名を上廻る二十六名が立候補した。

村長、村議選は、住民の生活と直接関係があるとあって近年にない有権者の関心が高く、立合演説会個人演説会の会場は、どこも超満員であった。

投票は、二十七日午前七時村内の八投票所で一斉に始められた。

午後六時投票が〆切られ、七時半から開票が行われた。

その結果、新村長は、神田正平氏が三選された。

新村議は、現議員十五名、元議員一名、新人六名が当選した。

なお今回の村長選では、記号式投票がはじめて採用された。

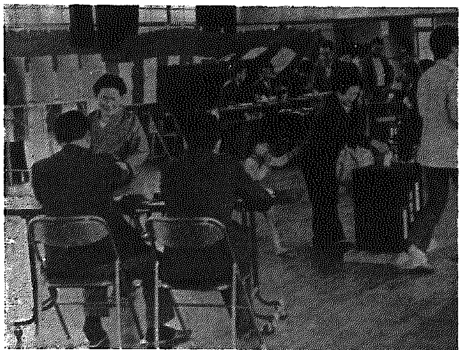

清き一票を投じる有権者（第一投票所）

村長選開票結果

当　神田　正平（無所属現）　二、九三五票
次　佐藤　藤男（無所属新）　二、四一九票

村議選開票結果（二二—26）

当　伊藤　栄蔵（無所属現）　二五三
当　高橋　寿（無所属現）　二四九
当　佐藤　三次（無所属現）　二四七・四〇三
当　佐藤　惇（無所属現）　二三七・三八七
当　原　清衛（無所属現）　二三三
当　鈴木新太郎（無所属元）　二三〇
当　武藤　昭夫（社会現）　二二六
当　杉本治一郎（無所属現）　二二二
当　金川　寿樹（無所属新）　二一九
当　長瀬　一夫（無所属現）　二〇七
当　佐藤栄太郎（無所属現）　二〇四・三三三
当　入山　敏男（無所属現）　二〇三
当　岩田　大（無所属新）　二〇〇
当　涌井　幸一（社会新）　一九一
当　永木徳太郎（無所属現）　一九〇
当　佐久間正夫（無所属新）　一八八
当　佐藤松次郎（無所属現）　一八七・三〇五
当　阿部　由平（無所属現）　一七九
当　佐藤　正明（無所属新）　一七七・二八九
当　坂井　正四（無所属現）　一七六
当　佐藤千代志（無所属新）　一七一・二七九
当　浅見　良一（無所属現）　二九六
次　横山　清作（無所属現）　一七一
　　三沢　秀雄（無所属新）　一六六
　　遠藤　左一（無所属現）　一六四
　　永井　一作（共産新）　一二六

県議石塚光雄氏当選

県議選は、四月一日告示がされた。

中蒲（定員二名）は、三名の候補者が立ち、評判どおり激戦が展開された。十日横越小学校体育館で立合演説会が行われ、満員の盛況、有権者は熱心に候補者の政策を聞きいっていた。

本村から立候補した石塚光雄氏（社会・現）は、予想どおり本村で圧勝した。また、亀田、小須戸、村松町でも着実に票を集め、当選し、三たび、県議会の場で活躍することになった。

中蒲県議会議員町村別得票

候補者名	横越村	亀田町	小須戸町	村松町	合計
石塚光雄	3,476	4,577	1,985	3,012	13,050
斎藤勝夫	182	692	2,156	9,758	12,788
中林次男	1,152	7,690	1,635	456	10,933

合同個人演説会開く

青年の肝入りで、村議合同演説会が先回（四十六年）の村議選につづいて二十三日午後七時から横越小学校体育館で開催された。

村議立候補者二十六名のうち二十二名が登壇、一人七分の持ち時間を候補者は、政策を訴えた。

一方、聴衆者は、先回の個人演説会を上廻る千百余人が参集、超満員の盛況で熱心に政策を聞きいっていた。

身近な選挙は、とかく地縁血縁、商売の縁などで選ぶといった傾向は従来から強かった。

また、候補者自身も一方的に「氏名連呼」で政策を訴えることもなく、有権者が政策を知ることは、困難な現状である。

「村議は、部落の代表ではおかしい、自由な立場で村の代表を選びたい」という有権者の声もありこの合同個人演説会は大きな意義があろう。

投票所別投票率

投票所	県議会議員選挙	村長 村議会議員選挙
横越	89.39%	94.83%
沢海	81.42	93.27 / 93.37
木津	86.36	95.90
二本木	74.48	89.43
小杉	87.79	96.21
藤駒	86.62	96.31
焼山	86.18	98.37
川根谷内	87.14	95.39

選挙当日の有権者数と投票者数

		県議	村長 村議
有権者数	男	2,730	2,738
	女	2,977	2,972
	計	5,707	5,710
投票者数	男	2,332	2,569 / 2,570
	女	2,512	2,815 / 2,815
	計	4,844	5,384 / 5,365
投票率	男	85.42	93.83 / 93.86
	女	84.38	94.72 / 94.72
	計	84.88	94.29 / 94.31

第一三回 東北電力 文化講演会

(1)開催日時　昭和五十年五月十七日（土）十八時～二〇時
(2)開催場所　新潟市　新潟県民会館
(3)講演者
○川上源太郎（東京女子大助教授）
演題『明日の日本を思う』
○角田房子（作家・評論家）
演題『現代の愛国心』
(4)入場料　無料
(5)後援　NHK、RSN、NST、新潟日報、新潟商工会議所、新潟市教育委員会

5月～6月保健衛生業務予定

月日	曜日	時間	内容	対象者	会場
5月19日	月	午後1.30～2.30	ツベルクリン注射	49.2.1～50.1.31生 上記該当者のほか満3才未満で過去にBCGの接種を受けていない人	木津小
20日	火	〃	〃		小杉小
21日	水	〃	〃　判定BCG	ツベルクリン注射をうけた人	木津小
22日	木	〃	〃		小杉小
23日	金	〃	乳児検診	49.5.10月・50.2月生	公民館
6月13日	金	〃	日本脳炎予防接種	中学1年生	横越中
16日	月	〃	〃	満3才以上の希望者	横越小
17日	火	〃	〃	〃	沢海小
18日	水	〃	〃	〃	木津小
19日	木	〃	〃	〃	小杉小

戸籍と蒸発（下）

失踪宣告を受けた者は、前述の失踪期間満了の時（特別失踪の場合には危難の去った時）に死亡したものとみなされ、以後死亡したものと同様の取扱いを受けます。この宣告に基づいて戸籍もまっ消されます。

死亡とみなされる以上、当然に相続が開始しますし、残された妻との婚姻も解消し、妻の再婚も可能になります。

なお、この失踪宣告の後で生死不明となっていた者が生存している事実が判明したときは本人、又は利害関係人の申立によって家庭裁判所は宣告を取り消さなければなりません。

また別の時期に死亡したことが判明したときも同様です。そして宣告が取り消されると、はじめから宣告がなかったのと同じ状態に返ることになり、従来の身分関係は元通りに復活するのが原則です。

しかし、この原則を貫くと、利害関係人は全く思いがけない損害を被るおそれがありますから、法は、失踪宣告後、その取り消しの前までに善意でした行為はその効力に変りはないということにし、また失踪宣告によって財産を得た者は、宣告の取り消しによって、その取得した財産を返さなければならないが、現に利益を得ている限度で返還すればよいということにしております。

このような手続に関して不明の点がありましたら、いずれの手続をとるのが一番実情に合った方法かを、近くの家庭裁判所で相談されるようにしたらよいと思います。

いろ〳〵の問題がありましたら役場住民課又は家庭裁判所へ遠慮なく申し出て下さい。（完）